

国民健康保険税率を改定します

国民健康保険（国保）の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、国保の税率を改定します。

税率改定の趣旨

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加

入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

しかし、グラフのとおり、市国保の一人あたり医療費は、高齢化による受診頻度の増加や治療費の高額化などにより年々増加しています。また、市国保の加入者は減少傾向にあります。このままでは国保の財政状況がますます厳しくなることが予想されます。

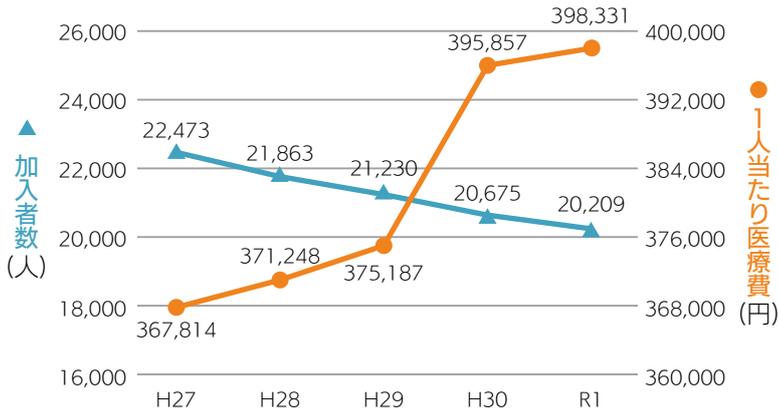
制度を維持し、安定した医療給付を続けられるよう、税率の改定を行いました。

市では、加入者の皆さんが健康でいられるように、健診や健康づくりの取り組みを行うとともに、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めています。

生活習慣の見直しや病気の早期発見・治療で皆さんが健康を守ることが、国民皆保険制度を守ることにつながります。

加入者の皆さんのご理解をお願いします。

「国保加入者数」と「1人あたり医療費」の状況



税率改定の内容 ()内は前年度の税率と金額

	医療給付分の 保険税	後期高齢者支援 金分の保険税	介護納付金分の保険税 (40歳～64歳の人)
所得割額	7.2% (変更なし)	2.1% (2.0%)	1.8% (1.6%)
均等割額	25,000円 (変更なし)	7,500円 (7,000円)	13,000円 (12,000円)
平等割額	25,000円 (24,000円)	7,500円 (7,000円)	
年間の最高 保険税額	630,000円 (変更なし)	190,000円 (変更なし)	170,000円 (変更なし)

どれくらい国保税に影響が出るの？

モデル世帯の国保税の年税額



①22歳の1人世帯

課税所得／0円

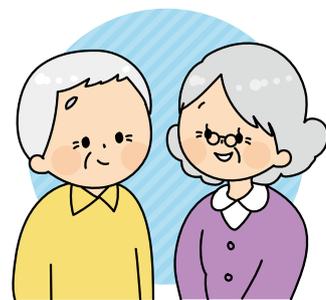
改定前	改定後
18,900円	19,500円



②夫婦(40～64歳)と子どもの3人世帯

世帯主の所得／237万円
(配偶者の所得22万円)

改定前	改定後
430,600円	443,300円



③夫婦(65歳以上)の2人世帯

世帯主の所得／147万円
(配偶者の所得なし)

改定前	改定後
230,200円	234,100円

●令和3年度からの軽減判定所得基準

2割軽減適用世帯	$[43万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数}(\ast 1)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等}(\ast 2) \text{の数} - 1)]$ 以下の世帯
5割軽減適用世帯	$[43万円 + 28.5万円 \times (\text{被保険者数}(\ast 1)) + 10万円 \times (\text{給与所得者等}(\ast 2) \text{の数} - 1)]$ 以下の世帯
7割軽減適用世帯	$43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等}(\ast 2) \text{の数} - 1)$ 以下の世帯

※1 同世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した人を含む

※2 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

●国保税軽減基準額の変更
所得が少ない世帯に対する国民健康保険税(均等割・平等割額)の軽減基準額が変更されます。
令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、軽減基準額の見直しを行うこととなりました。

●納税通知書を送付します

令和3年度の国保税の納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。保険税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

特別徴収(年金からの天引き)により国保税を納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します。

※確定申告期間の延長により、納税通知書が未申告の算定で届く場合があります。その場合、所得金額が確認でき次第、税額を再計算した納税通知書を送付します。

問 国保年金課 国保担当

3年に一度の見直し 介護保険制度が改正されました

【改正のポイント】

令和3年4月から
▽国が定める介護報酬が改定され、サービスを利用するときの利用者負担が変わりました。

▽介護予防・生活支援サービス事業を利用する人が、要介護1～5のいずれかに認定された後も、本人が希望し必要と認められた場合は、継続してサービスを利用できるようにになりました。

●令和3年8月から
▽高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わりました。

▽施設を利用する際の基準費用額のうち、食費の金額が変わります。
▽施設を利用したときに低所得者が受けられる特定入所者介護サービス費などの利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わりました。

※新しい介護保険制度の詳細は「令和3年度版みんな笑顔で介護保険」をご覧ください。5月下旬から

高齢者支援課窓口や地域包括支援センターで配布します。ホームページからもダウンロードできます。

【高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定】

市の高齢者福祉および介護保険の事業に関する3カ年計画です。介護保険事業を計画的に運営するため、必要なサービスの見込みを推計することにより、介護施設やサービス事業所の整備方針や介護保険料を決定しました。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で医療・介護サービスを受けながら安心して暮らしていけるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、そのための取り組みを定めています。

●閲覧方法

市役所4階情報公開コーナーで閲覧できます。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【65歳以上の介護保険料が変わりました】

介護保険料は3年ごとに見直し、高齢者人口、サービスの見込み量、介護給付費の推計値などを基に算定します。サービスの利用者や利用料が増大していることを考慮して、介護保険料が改定されました。

●保険料の決まり方

65歳以上(第1号被保険者)の保険料段階は、前年の所得状況などに応じて個人ごとに決まります。詳しくは6月～7月に送付する介護保険料納付書および通知書で確認してください。

問 高齢者支援課

		段階	判定基準	保険料(年額)
本人が市民税非課税	非課税世帯	第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者 ・本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	19,620円
		第2段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	32,700円
		第3段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円超	45,780円
	課税世帯	第4段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	55,590円
		第5段階	本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円超	65,400円
本人が市民税課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満	75,210円	
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	81,750円	
	第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	98,100円	
	第9段階	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	104,640円	
	第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	120,990円	
	第11段階	本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	137,340円	
	第12段階	本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満	143,880円	
	第13段階	本人の合計所得金額が1000万円以上	150,420円	

新型コロナウイルスワクチン接種に関する最新情報

●65歳以上の人は接種時期が近づいています

当面、確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す優先順位に応じて、対象の人に「クーポン券」を発送します。まずは、「クーポン券が届くまでお待ちください。」

●接種は強制ではありません

皆さんに接種を勧めています。強制ではありません。

予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について理解した上で、自らの意志で接種を受けることとなります。

●接種できない人、注意が必要な人

次の項目に当てはまる人、病気で治療中の人、不安なことがある人は事前にかかりつけ医にご相談ください。

●受けられない人の一例

- ▽明らかに発熱している人
- ▽重い急性疾患にかかっている人
- ▽ワクチンの成分に対し、重度の過敏症(アナフィラキシーなど)の既往がある人

●注意が必要な人の一例

- ▽過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ▽心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人

▽予防接種後、2日以内に発熱やアレルギーが疑われる症状が出たことが過去にある人

▽けいれんを起こしたことがある人

●知っておこう「副反応」

一般的にワクチンを接種すると接種した部位の痛みや発熱などの「副反応」が起きることがあります。新型コロナウイルスでもこうした副反応が報告されているため、どのような症状が出るか事前に知っておくことが大切です。

●接種後、すぐに現れる可能性がある症状

▽アナフィラキシー

じんま疹、腹痛や嘔吐、息苦しさなどの症状が急に起こります。血圧や意識レベルの低下を伴う場合を「アナフィラキシーショック」と呼びま

す。起こることは極めてまれですが、すぐに対応できるように接種会場では医薬品などを準備しています。

▽血管迷走神経反射

接種時の緊張や、強い痛みをきっかけに、立ちくらみが生じたり、気を失うことがあります。誰にでも起こる可能性はある体の反応で、通常、横になって休めば自然に回復します。

●数日以内に現れる可能性のある症状

発現割合	症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10~50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1~10%	吐き気、嘔吐

※これらの症状のほとんどは数日以内に回復します。

ワクチンに関する最新情報は
ホームページ、SNSでお知らせします

市ホームページ
<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>



市LINE公式アカウント
<https://lin.ee/6X9wMoy>



市ツイッター
<https://twitter.com/ChikushinoCity/>



市フェイスブック
<https://www.facebook.com/ChikushinoCity/>



問 筑紫野市新型コロナウイルスコールセンター
0570(020)707

使用可能なアプリ

PayPay
(ペイペイ)LINE Pay
(ラインペイ)PayB
(ペイビー)

支払秘書

詳細はホームページをご確認ください

収納課

上下水道
料金総務課

5月1日からスマートフォン決済アプリを利用して税金や料金の支払いができるようになります。これにより、市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどに出向くことなく、市税などの納付ができます。利用方法や注意事項はホームページをご確認ください。

●利用可能な税金など
①市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(介護保険料)
②上下水道料金、農業集落排水処理施設使用料、受益者負担金(分担金)

問①収納課、②上下水道料金総務課

スマホ決済で
税金などの支払いが可能に

- 市民一人あたりの市税負担額 129,463円
※令和3年3月31日現在の人口104,941人。市税収入済額135億8,599万2千円に対する額。
- 財産の現在高(令和2年度末見込)
基金 125億1,206万1千円
※土地、建物は決算確定後に公表します。
- 市債の現在高(令和2年度末見込)
一般会計 263億6,078万8千円
特別会計 8億2,731万8千円
- 一時借入金の現在高(令和3年3月31日現在)
全会計 0円

問 財政課

市民の皆さんが納めた税金の使い道や、市の財政がどのようなになっているかを公表しています。今回は、令和2年度の下半期(令和3年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況を紹介します。なお、5月31日まで出納整理期間が設けられているため、最終的な決算額とは異なります。詳細はホームページに掲載しています。

令和2年度下半期

市の財政運営状況

会計名	予算現額 A	収入済額 B	収入率 B/A×100	支出済額 C	執行率 C/A×100
一般会計	459億4,440万3千円	432億5,833万3千円	94.2%	392億8,203万5千円	85.5%
国民健康保険事業	97億1,762万1千円	90億2,262万円	92.8%	89億3,529万9千円	91.9%
住宅新築資金等貸付事業	1,960万9千円	1,972万1千円	100.6%	259万7千円	13.2%
奨学資金貸与事業	741万円	768万9千円	103.8%	509万4千円	68.7%
介護保険事業	68億4,248万6千円	52億8,897万6千円	77.3%	62億1,205万5千円	90.8%
後期高齢者医療事業	25億362万1千円	24億2,614万3千円	96.9%	24億819万1千円	96.2%
農業集落排水事業	2億3,588万円	4,033万1千円	17.1%	1億9,542万2千円	82.8%
二日市財産区	334万7千円	327万7千円	97.9%	101万5千円	30.3%
御笠財産区	798万3千円	798万1千円	100.0%	43万5千円	5.4%
平等寺山財産区	343万7千円	68万3千円	19.9%	140万5千円	40.9%
合計	652億8,579万7千円	600億7,575万4千円	92.0%	570億4,354万8千円	87.4%